



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月23日月曜日 第2049号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則..... 242

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則..... 243

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... 243

西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更..... 243

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託..... 243

指定居宅サービス事業者の指定..... 243

指定介護予防サービス事業者の指定..... 243

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 244

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更..... 244

指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 244

指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 244

指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更..... 245

指定居宅サービス事業を行う事業所の廃止..... 245

指定居宅介護支援事業の廃止..... 245

指定介護予防サービス事業の廃止..... 246

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 246

飼料の試験結果の概要..... 246

保安林の指定の解除..... 247

保安林の指定施業要件の変更予定..... 247

鹿川敷地等の発生..... 248

都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）..... 248

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等の指定の一部改正..... 248

土地改良事業の工事完了の届出..... 249

建設業者の許可の取消し..... 249

道路の区域変更（一般国道319号）..... 249

道路の供用開始（ " ）..... 250

道路の区域変更（一般国道319号）..... 250

道路の供用開始（ " ）..... 250

道路の区域変更（県道大三島環状線）..... 250

道路の供用開始（ " ）..... 251

道路の区域決定（県道松山川内自転車道線）..... 251

道路の区域変更（県道宇和島城辺線）..... 251

道路の供用開始（ " ）..... 251

道路の区域変更（県道西谷吉田線）..... 252

道路の供用開始（ " ）..... 252

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 252

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 253

規 則

○愛媛県規則第9号

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県水道条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定期及び臨時の水質検査）</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定により行う定期の水質検査は、隔月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表1の項、2の項、10の項、<u>33の項、37の項</u>から39の項まで及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（定期及び臨時の水質検査）</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定により行う定期の水質検査は、隔月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表1の項、2の項、10の項、<u>34の項、38の項</u>から40の項まで及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（家賃の猶予又は減免）</p> <p>第9条 条例第10条の規定により家賃の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、その事由及びこれを証明する書類を知事に提出しなければならない。<u>ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（家賃の猶予又は減免）</p> <p>第9条 条例第10条の規定により家賃の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、その事由及びこれを証明する書類を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第364号

全国自治宝くじ事務協議会に岡山市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3条第2号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年 4月 1日から施行する。

第17条第2項中「及び広島県」を「、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県告示第366号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

松山市道後町二丁目12番11号

2 委託期間

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

○愛媛県告示第365号

西日本宝くじ事務協議会に岡山市を加え、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3条中「及び広島市」を「、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「20人」を「21人」に改める。

○愛媛県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3863591180	株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701号	訪問看護	訪問看護ステーション花みかん	愛媛県伊予郡松前町昌農内613番地4	平成21年 2月 1日
3870301193	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407番地	通所介護	通所介護丸三	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	平成21年 2月 1日

○愛媛県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3863591180	株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション花みかん	愛媛県伊予郡松前町昌農内613番地4	平成21年 2月 1日
3870301193	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407番地	介護予防通所介護	通所介護丸三	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	平成21年 2月 1日

○愛媛県告示第 369 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300534	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	特定福祉用具販売	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	愛媛県宇和島市中央町二丁目3-22	平成21年 2月 1日
3870300534	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	福祉用具貸与	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	愛媛県宇和島市中央町二丁目3-22	平成21年 2月 1日
3870200932	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	訪問介護	有限会社舞花	愛媛県今治市河南町一丁目5番27号	愛媛県今治市蒼社町二丁目2番43号	平成21年 2月11日

○愛媛県告示第 370 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3870500828	社会福祉法人はびねず福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	通所介護	デイサービスセンター若水館	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	シニアセンターvid	愛媛県新居浜市徳常町5番8号	平成21年 2月 1日
3870100835	株式会社曽我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	福祉用具貸与	有限会社曽我商会	愛媛県松山市天山三丁目14番27号	株式会社曽我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	平成21年 2月 3日
3870100835	株式会社曽我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	特定福祉用具販売	有限会社曽我商会	愛媛県松山市天山三丁目14番27号	株式会社曽我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	平成21年 2月 3日

○愛媛県告示第 371 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870200932	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	居宅介護支援	有限会社舞花	愛媛県今治市河南町一丁目5番27号	愛媛県今治市蒼社町二丁目2番43号	平成21年 2月11日

○愛媛県告示第 372 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300534	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	介護予防福祉用具貸与	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	愛媛県宇和島市中央町二丁目3-22	平成21年2月1日
3870300534	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	特定介護予防福祉用具販売	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津甲407	愛媛県宇和島市中央町二丁目3-22	平成21年2月1日
3870200932	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	介護予防訪問介護	有限会社舞花	愛媛県今治市河南町一丁目5番27号	愛媛県今治市蒼社町二丁目2番43号	平成21年2月11日

○愛媛県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3870100835	株式会社曾我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	介護予防福祉用具貸与	有限会社曾我商会	愛媛県松山市天山三丁目14番27号	株式会社曾我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	平成21年2月3日
3870100835	株式会社曾我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	特定介護予防福祉用具販売	有限会社曾我商会	愛媛県松山市天山三丁目14番27号	株式会社曾我商会	愛媛県松山市余戸南一丁目20番28号	平成21年2月3日
3870500828	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	介護予防通所介護	デイサービスセンター若水館	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	シニアセンターvid	愛媛県新居浜市徳常町5番8号	平成21年2月1日

○愛媛県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873500577	社会福祉法人広寿会	愛媛県伊予郡砥部町総津405番地	訪問介護	ヘルパーステーションひろた	愛媛県伊予郡砥部町総津398番地	平成21年1月31日
3863591081	株式会社アイ・ティーフードサービス	広島県広島市中区中町7番16号	訪問看護	訪問看護ステーション花みかん	愛媛県伊予郡松前町昌農内613-4	平成21年2月1日

○愛媛県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810110175	医療法人中田胃腸科放射線科	愛媛県松山市南久米町563	居宅介護支援	中田胃腸科放射線科	愛媛県松山市南久米町563	平成21年1月31日
3870201500	NPO法人ケア・サポート	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	居宅介護支援	ケア・サポート	愛媛県今治市近見町一丁目7番50号	平成21年2月1日
3870102096	有限会社さんわ	愛媛県松山市高山町5番8号	居宅介護支援	有限会社さんわ	愛媛県松山市高山町5番8号	平成21年2月6日

○愛媛県告示第 376 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3863591081	株式会社アイ・ティーフードサービス	広島県広島市中区中町7番16号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション花みかん	愛媛県伊予郡松前町昌農内613-4	平成21年 2月 1日

○愛媛県告示第 377 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	駐車場の位置及び収容台数	1,872台	1,836台	平成21年11月30日	平成21年3月10日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	18箇所	17箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 378 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第56条第 1 項及び第 2 項の規定により平成21年 2 月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要												違反の内容
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	可消化養分総量	代謝エネルギー	その他の検査	
日和産業株式会社坂出工場 香川県坂出市昭和町2丁目1番22号	村上産業株式会社空港通倉庫 愛媛県松山市空港通7丁目12-21	ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニユースター	21 ・ 1	17.9	4.6	4.18	0.49	2.1	13.9	-	-	-	-	-	-	

日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地の32	遠山商店株式会社 愛媛県今治市巾着町3丁目4-12	日配成鶏飼育用配合飼料ウイクトリーS17	20 ・ 12	17.1	4.4	3.94	0.50	2.3	12.8	-	-	-	-	-	-
J A 西日本くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料ニュー肉種鶏成鶏	21 ・ 1	19.6	3.7	3.81	0.69	2.7	10.0	-	-	-	-	-	-
J A 西日本くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料日野出B E X	21 ・ 1	19.0	3.4	0.65	0.57	2.7	4.4	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地3	愛媛県酪農業協同組合連合会南予指導事務所 愛媛県大洲市若宮1430の1	ファイティング73N	21 ・ 1	17.2	2.7	1.13	0.57	4.5	5.8	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地3	愛媛県酪農業協同組合連合会南予指導事務所 愛媛県大洲市若宮1430の1	アイラブミックスN	21 ・ 1	16.6	2.3	0.81	0.32	13.6	7.1	-	-	-	-	-	-

注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

八幡浜市五反田2番耕地454の2、2番耕地454の3、2番耕地455の1、2番耕地456の2、2番耕地457の3、3番耕地196の5、3番耕地201の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

○愛媛県告示第380号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙243、丙244、丙247、丙251から丙255まで、字今ヶ成丙262、字ヒロセ丙259の1、丙263、丙264、丙266、丙267、丙275から丙277まで、丙279、丙282から丙285まで、字藤ヶ峰丁210、字中ノ村丁284、

丁285の1、丁285の2、丁286の1、丁286の2、丁287、丁288の1から丁288の6まで、丁289の1、丁289の2、丁290の1、丁290の2、丁291、丁292、丁294、丁297の1、丁297の3、丁297の4、丁298、字岩門丁426の1、丁426の5、丁426の8、丁426の12から丁426の15まで、丁426の17、丁426の18、丁427の1から丁427の3まで、丁427の7、丁427の9から丁427の11まで、丁427の19、丁427の23、丁427の26、丁427の27、丁428の1、丁428の2、丁430、丁431、丁432の1から丁432の10まで、丁432の13、丁432の16から丁432の20まで、丁433の1から丁433の4まで、丁433の9、丁433の11、丁433の13から丁433の18まで、丁433の20から丁433の22まで、字ヤゲン谷丁435の2、丁435の4、丁435の10から丁435の17まで、丁435の19、丁435の20、丁435の24、丁435の25、丁435の30、丁435の31、字大平谷丁436の2、丁436の6、丁436の8、字ウシガ谷丁438の1、丁438の2、丁438の4から丁438の12まで、丁438の19、丁438の20、字イノコ谷丁439の1から丁439の4まで、丁439の10、丁439の16、字小谷丁440の1から丁440の3まで、字フキヶ谷丁441の1から丁441の10まで、丁441の12、丁441の15、丁441の18、丁441の19、丁441の23から丁441の26まで、字馬場丁442の1から丁442の3まで、丁442の5、丁442の7、丁442の19、字ウトウ谷丁443の1から丁443の3まで、丁443の9から丁443の13まで、丁444の2、丁444の4、丁444の5、丁444の7、丁444の8、丁444の12、丁444の13、丁444の15から丁444の18まで、字高橋谷丁445の1、丁445の2、丁445の4、丁445の5、丁445の9から丁445の16まで、丁445の19、丁445の26、字島ヶ谷丁446

の1、丁446の3、丁446の7、丁446の12、丁446の13、丁446の15、丁466の16、丁446の20、丁446の21、丁446の26から丁446の29まで、丁446の31から丁446の34まで、丁446の37、丁447の1、丁447の2、丁447の12、丁447の16から丁447の20まで、字下谷丁454の8、丁454の15、丁454の16、丁454の18から丁454の21まで、丁454の23、丁454の31

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第381号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

二級河川金生川水系金生川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年 3月23日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市金生町山田井字二天66番地先から同市金生町下分向山乙18番7地先の公有地地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。) 8,560.58平方メートル

○愛媛県告示第382号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業大西町公共下水道(今治市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成14年 7月16日から

平成27年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

愛媛県今治市大西町大字新町地内

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第383号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・4・30北久米和泉線(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成16年 7月9日から

平成24年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第384号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等の指定(平成16年4月愛媛県告示第777号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

その関係図書は、愛媛県庁、各地方局建設部、各地方局土木事務所及び関係市町において公衆の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
	容積率の限度 (法第52条第1項第1項)	建ぺい率の限度 (法第53条第1項)	建築物の各部分の長さの限度	容積率の限度 (法第52条第1項第1項)	建ぺい率の限度 (法第53条第1項)	建築物の各部分の長さの限度	
			隣地斜線制限			道路斜線制限	隣地斜線制限

区 域	6号の規定により定める数値)	第6号の規定により定める数値)	(法第56条第1項第2号二の規定により定める数値)	(法別表第3(に)欄5の項の規定により定める数値)	区 域	6号の規定により定める数値)	第6号の規定により定める数値)	(法第56条第1項第2号二の規定により定める数値)	(法別表第3(に)欄5の項の規定により定める数値)
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により定められた都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(松山市、今治市、新居浜市及び西条市の区域並びに2の項から4の項までに掲げる区域を除く。)	省略				1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により定められた都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(松山市、今治市及び新居浜市_____の区域並びに2の項から4の項までに掲げる区域を除く。)	省略			
2 _____ _____ _____ _____ __大洲市長浜町下須戒の一部	省略				2 東予広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(新居浜市の区域を除く。)及び大洲市長浜町下須戒の一部	省略			
3・4 省略					3・4 省略				

○愛媛県告示第 385 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 3月23日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	山口地区	平成21年 3月10日

○愛媛県告示第 386 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第8136号	平成19年2月26日	(有)岡部電気商会	鴻上 正孝	新居浜市垣生4-12-4	平成21年2月4日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第16108号	平成19年5月17日	春夏秋冬シーズン	越智 敦	新居浜市土橋2-17-7	平成21年2月16日	建築工事業	建設業の廃止(法人成り)
(特-16)第1884号	平成16年9月10日	越智建設(株)	越智 健二	今治市吉海町仁江27	平成21年2月18日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-15)第5675号	平成16年3月19日	(有)小笠原建設	菅 伸六	今治市大三島町宗方507	平成21年2月27日	石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第 387 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山682番から 同町上山638番3まで	旧	メートル 9.0～13.0	キロメートル 0.043	
			新	11.0～16.0	0.041	

○愛媛県告示第 388 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山682番から 同町上山638番3まで	平成21年 3月23日

○愛媛県告示第 389 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山634番2から 同町上山633番3まで	旧	メートル 6.0～7.0	キロメートル 0.030	
			新	11.0～12.0	0.030	

○愛媛県告示第 390 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山634番2から 同町上山633番3まで	平成21年 3月23日

○愛媛県告示第 391 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方3751番地先から 同町宗方3480番地先まで	旧	メートル 5.5~27.0	キロメートル 0.282	
		今治市大三島町宗方3751番地先から 同町宗方3480番まで	新	11.0~31.3	0.267	

○愛媛県告示第 392 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方3751番地先から 同町宗方3480番まで	平成21年 3月23日

○愛媛県告示第 393 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	東温市田窪字井口 1 番23地先から 同市見奈良字柳原44番 1 まで	メートル 4.0~10.3	キロメートル 0.598	
"	"	東温市見奈良字柳原42番 2 から 同市見奈良字柚壽之木1084番 3 地先まで	4.0~8.5	0.137	

○愛媛県告示第 394 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地上ノ谷乙576番から 同町下畑地上ノ谷乙543番地先まで	旧	メートル 3.5~62.3	キロメートル 0.785	
			新	5.3~62.3 3.5~62.3	0.750 0.785	

○愛媛県告示第 395 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地上ノ谷乙576番から 同町下畑地上ノ谷乙543番地先まで	平成21年 3月23日

○愛媛県告示第 396 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市吉田町立間字木ノ下 1 番耕地1960番、1961番合併 地先から 同町立間字木ノ下 1 番耕地1964番 1 地先まで	旧	メートル 4.1～10.8	キロメートル 0.107	
			新	4.5～15.0	0.107	

○愛媛県告示第 397 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西谷吉田線	宇和島市吉田町立間字木ノ下 1 番耕地1960番、1961番合併地先から 同町立間字木ノ下 1 番耕地1964番 1 地先まで	平成21年 3月23日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 3 号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月23日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 2（第 9 条の 2 関係）			別表第 2（第 9 条の 2 関係）		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
1～8の 2 省略			1～8の 2 省略		
8の 3	一般国道11号（川 之江・三島バイパ ス）	四国中央市中曾根町字生吉1711 番 1 から同市中之庄町字汐汲道 81番 1 まで			
9～122 省略			9～122 省略		

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年 3月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,204,267
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,086
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,378

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,179	14,727
南 宇 和 郡	22,106	7,369
松山市・上浮穴郡	426,827	137,805
今 治 市・越智郡	150,596	50,199
宇和島市・北宇和郡	87,622	29,208
八幡浜市・西宇和郡	43,912	14,638
新 居 浜 市	103,078	34,360
西 条 市	93,859	31,287
大 洲 市・喜多郡	56,900	18,967
伊 予 市	32,775	10,925
四 国 中 央 市	76,652	25,551
西 予 市	37,409	12,470
東 温 市	28,352	9,451